

令和2年 第12回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年12月24日 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 市役所第二庁舎 第1会議室B

3 出席委員

農業委員会委員（9名）

会長

会長代理

9番 船川由孝

2番 服部貴三郎

1番 増田順子

3番 川村和夫

4番 鈴木栄夫

5番 熊谷隆夫

7番 江森正之進

11番 奥貫進

12番 大澤年一

4 欠席委員（なし）

5 新型コロナウイルスの感染防止のため出席依頼しなかった委員

農業委員会委員（5名）

6番 奥貫榮市

8番 大久保進

10番 服部政男

13番 内田潔司

14番 増田隆司

農地利用最適化推進委員（6名）

岡政美

矢島幸昇

落合功陽

卷島正彦

木村正

小川肇

6 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

7 その他

・事務連絡

8 事務局

局長 鈴木 清 主査 堀野 真一 主任 新井 貴美子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。お揃いになりましたので、会議に入らせていただきます。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染が拡大しているため、出席委員を減らしたものとし、また、農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮いただき開催することとさせていただきます。

本日の出席委員は、9名です。農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたしますことを報告いたします。

これより、令和2年第12回幸手市農業委員会を開会いたします。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

どうもありがとうございました。

続いて、議事に入ります。

議事の進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となり務めることとなっております。

会長、よろしく申し上げます。

◆会長

それでは、まず初めに、第10回、10月の議事録を確認します。第10回の議事録についてご意見等はございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかに、ご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、第10回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、7番 江森委員、11番 奥貫委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

住宅地図のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 戸島〇〇外3筆、地目 登記・現況ともに畑及び田、合計面積 4,497㎡、譲受人 戸島一丁目〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 戸島〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 経営規模縮小、譲受人の耕作面積 8,028㎡、家族数 4人 耕作者数 2人、所有権移転となります。

譲渡人の〇〇氏は、相続で農地を取得しましたが、会社勤めのため耕作していくことが難しいとのことから、この土地を譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人の〇〇氏は、農業経営を拡大していく意向があるとのことです。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

1番の案件について質問等ございますか。

◆委員

参考までに伺いたいのですが、買取価格はどのくらいですか。

◆事務局

4筆で、〇〇円です。

◆会長

母屋が北側にあり、そちらの宅地も売買されているそうです。こちらの農地だけは〇〇さんが買う形かと思います。

1番の案件について質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

続いて、2番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図のNo.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 権現堂〇〇外9筆、地目 登記・現況ともに田及び畑、合計面積 15,623㎡、譲受人 権現堂〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 権現堂〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 贈与による、譲渡理由 贈与による、譲受人の耕作面積 16,333㎡、家族数 4人 耕作者数 3人、所有権移転となります。

譲渡人の〇〇〇〇氏は、病気のため、これまで妻である譲受人の〇〇〇〇氏が耕作を

行ってきましたが、このたび所有権を〇〇氏に移しておきたいとのことから、今回の申請に至ったものです。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

2番の案件について質問等はございますか。

◆委員

2人は夫婦ですね。生前贈与ということですか。

◆事務局

はい、そのような形です。病気のためということですか。

◆局長

この方ですが私も存じ上げているのですが、譲渡人はもう何年も病気で、意思表示が出来ない部分があるとのことですか。

◆会長

そういう意味で奥様にとというのがあるのではないのでしょうか。

◆委員

今、耕作者が〇〇さんということで説明がありましたが、84歳の女性が実際に耕作しているとは思えないのですが、実態はどうなっているのですか。

◆事務局

近くに住んでいる次男の方が手伝っているということですか。

◆事務局

畑の部分については〇〇さんがやっているという話でした。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、議案2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。

住宅地図のNo.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 下吉羽〇〇外4筆、地目は登記・現況ともに畑、合計面積3,213㎡、譲受人 千葉県野田市〇〇 (株) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 春日部市〇〇 〇〇 〇〇〇〇、転用目的 太陽光発電設備、施設の概要 太陽光発電装置4,757㎡ 農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は、第2種農地で、太陽光発電設備を設置するための転用です。

譲渡人の〇〇氏は、相続で農地を取得しましたが、労力不足のため耕作していくことが難しいことから、この土地を譲り渡すことにしたとのこと。

譲受人は、千葉県野田市に本店を置き、電気設備事業などを営んでいる法人で、この土地が平坦であり、太陽光発電設備に適しているため、宅地、山林を含めて今回申請するものです。

転用面積が3,000㎡を超えていますので、県農業会議主催の常設審議委員会の案件となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

3番の案件について質問等はございますか。

◆委員

かなり大規模な太陽光発電設備になりますが、この地図で言うと、右側の竹やぶの中に家が建っていますが、そこも含めて全体で7,880.25㎡ということですか。

◆事務局

はい、そのとおりです。

◆委員

この宅地と農地との間には道があるのですか。

◆事務局

はい、赤道があります。

◆委員

南側にも道がありますよね。

◆事務局

はい、あります。

◆委員

これは、それぞれに独立して3つ建てるわけですか。

◆委員

全部で何kwですか。

◆事務局

3ヶ所をそれぞれフェンスで囲い、発電出力は全部で499.9kwです。

◆委員

経済産業省の認定は下りているのですか。

◆事務局

はい、今年の3月17日に下りています。

◆委員

3月17日だと、値段は2019年度の価格での売電価格になりますね。だから500kw未満にしてあるのですね。

◆委員

これは道を隔てて分かれていても、一つの契約が出来るのですか。

◆事務局

はい、経済産業省の認定はまとめて下りています。

◆委員

ここの北側にも太陽光発電施設がありますよね。

◆事務局

はい、あります。

◆委員

これまで竹藪の枝が道に倒れていたりして、危ないなと思っていたところです。今日見ましたが、きれいに草刈り等がされていました。何もしないで荒れ放題になっているより、良いのかなと思いますけど、北側の太陽光発電施設を含めると、大規模過ぎてどうなのかなと思います。

◆会長

今、国の方針ですから。

◆委員

中に赤道があり、西側の道路は狭い状況ですよね。だから市として、中の赤道を西側の道路へ付替えをすとかできないのですか。地元の人のためにはなると思うのですが、車も停められないほど狭いのですよ。

◆委員

道路の付替えは、一概に簡単にはいかないですよ。

◆局長

住宅が建つとか、そういったものと開発行為になり、できるかもしれませんが、今回は開発行為ではないので、そこまでは難しいのかなとは思いますが。

◆委員

この案件は、建築指導課は関係ないのですか。

◆局長

太陽光発電施設ですと建築物にはなりませんので関係ありません。

◆委員

西側の道路は4 mあるのですか。

◆局長

無いと思われます。

◆委員

無いようでしたら、セットバックのお願いをしてほしいと思います。

◆局長

セットバックのお願いは、事務局からいたします。

◆会長

ほかにございますか。

◆委員

さっきの499.9 k wのことを補足しますと、2020年度から入札の基準が100 k w以上に変わっていますが、2019年度までは500 k w以上で入札になります。入札せずに、固定価格で買い取ってもらえるので、それで499.9 k wにしていると思います。

◆会長

貴重な意見ありがとうございます。

それでは、3番の案件について質問等はございますか。

(なしの声あり)

3番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

3番の案件は承認されました。

続いて、4番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 千塚〇〇、登記地目 田、現況地目 畑、面積 929㎡、譲受人 東京都西東京市〇〇 〇〇(株)(代)〇〇〇〇、譲渡人 千塚〇〇 〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、施設の概要 居宅3棟 208.68㎡。農地区分は、10 h a未満の広がり農地ということで第2種農地となります。所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、建売住宅3棟を建設するものです。

譲渡人の〇〇氏は、相続で農地を取得しましたが、この土地については耕作する予定がないため、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、東京都西東京市に本店を置き、不動産業などを営んでいる法人で、この土地は閑静な住宅街に隣接し、住居地としてよい環境であり、また、交通の利便性にもすぐれ、入居者が見込めることから、今回の申請に至ったものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで、許可が見込まれるものとのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

4番の案件について質問等はございますか。

◆委員

地目が田になっていますが、この地図には駐車場と書いてあります。現況はどうなっていますか。

◆事務局

駐車場ではなくて、耕作できる状態になっています。

◆会長

戻したということですか。

◆事務局

はい、そうです。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

4番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の案件は承認されました。

続いて、5番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 千塚〇〇外6筆、地目 登記・現況ともに田、合計面積 2,747.34㎡、譲受人 東京都西東京市〇〇 〇〇(株)(代)〇〇〇〇、譲渡人 千塚〇〇 〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、施設の概要 居宅8棟 547.57㎡ 道路後退用地 ゴミ集積所、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、建売住宅8棟を建設するものです。

譲渡人の〇〇氏は、高齢で足も悪いため、農地を管理していくことが難しいとのこと

から、この土地を譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、先程の案件と同じ法人で、譲受け理由につきましても先程の案件と同様に、この土地が閑静な住宅街に隣接し、住居地としてよい環境であり、また、交通の利便性にもすぐれ、入居者が見込めるとのことから、今回の申請に至ったものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで、許可が見込まれるものとのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

5番の案件について質問等がございますか。

(なしの声あり)

5番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の案件は承認されました。

次に、議案第3号に移りますが、この案件と次の議案4号については、私の関係する案件となりますので、一時退席させていただきます。

議長について会長代理にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

それでは、〇〇会長代理よろしく申し上げます。(会長退席)

◆会長代理

それでは、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権設定を受ける者 上高野 〇〇〇〇、利用権設定をする者 上高野 〇〇〇〇、土地の所在 上高野〇〇外9筆、地目 田、面積 9,644㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、作物 水稻、権利の種類 使用貸借権設定。

番号2、利用権設定を受ける者 惣新田 〇〇〇〇、利用権設定をする者 惣新田 〇〇〇〇、土地の所在 惣新田〇〇、地目 田、面積 359㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、作物 水稻、権利の種類 使用貸借権設定。

番号3、利用権設定を受ける者 惣新田 〇〇〇〇、利用権設定をする者 惣新田

〇〇〇〇、土地の所在 惣新田〇〇、地目 田、面積 1,405㎡、新規更新の別 更新、契約期間 4年、賃借料 1筆当たり10,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号4、利用権設定を受ける者 上吉羽 〇〇〇〇、利用権設定をする者 天神島 〇〇〇〇、土地の所在 幸手〇〇外5筆、地目 田及び畑、面積 3,526㎡、新規更新の別 新規、契約期間 5年、賃借料 6筆で90kg 作物 水稻及び野菜、権利の種類 賃貸借権設定。

番号5、利用権設定を受ける者 下吉羽 〇〇〇〇、利用権設定をする者 下吉羽 〇〇〇〇、土地の所在 下吉羽〇〇外9筆、地目 田、面積 5,607.11㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 10a当たり5,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号6、利用権設定を受ける者 下吉羽 〇〇〇〇、利用権設定をする者 上宇和田 〇〇〇〇、土地の所在 上宇和田〇〇、地目 田、面積 1,248㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 10a当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号7、利用権設定を受ける者 下吉羽 〇〇〇〇、利用権設定をする者 越谷市 〇〇〇〇、土地の所在 惣新田〇〇外2筆、地目 田、面積 5,515.38㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 10a当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号8、利用権設定を受ける者 槇野地 〇〇〇〇、利用権設定をする者 槇野地 〇〇〇〇、土地の所在 槇野地〇〇外4筆、地目 田、面積 1,644㎡、新規更新の別 更新、契約期間 3年、賃借料 5筆で15,000円 作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号9、利用権設定を受ける者 幸手 〇〇〇〇、利用権設定をする者 東五丁目 〇〇〇〇外1名、土地の所在 幸手〇〇、地目 畑、面積 942㎡、新規更新の別 更新、契約期間 2年、作物 野菜、権利の種類 使用貸借権設定。

番号10、利用権設定を受ける者 上吉羽 〇〇〇〇、利用権設定をする者 上吉羽 〇〇〇〇、土地の所在 上吉羽〇〇外3筆、地目 田、面積 8,752㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a当たり5,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号11、利用権設定を受ける者 神扇 (有) 〇〇 利用権設定をする者 戸島 〇〇〇〇、土地の所在 戸島〇〇外2筆、地目 田、面積 5,215㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 10a当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号12、利用権設定を受ける者 天神島 ○○○○、利用権設定をする者 神明内 ○○○○、土地の所在 上吉羽○○、地目 田、面積 2,056㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり5,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号13、利用権設定を受ける者 行田市 公益社団法人埼玉県農林公社、利用権設定をする者 戸島 ○○○○、土地の所在 戸島一丁目○○外2筆、地目 田、面積3,333㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

まず、1番の上高野地区の案件について説明いたします。

1番の案件は更新申請になります。貸付人の○○氏は、昔から借受人の○○氏に耕作をお願いしているとのことであり、今回は更新するものとなります。借受人の○○氏は、貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

次に、2番から3番、5番から8番の吉田地区の案件について説明いたします。

2番の案件は更新申請になります。貸付人の○○氏は、売買によりこの土地を取得しましたが、借受人の○○氏の自宅に近く、また面積も広くないということから、耕作を○○氏にお願いしているとのことであり、今回は更新するものとなります。借受人の○○氏は、貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

3番の案件は更新申請になります。貸付人の○○氏は、昔、別の方に耕作を願っていました、その方が亡くなったため、現在は借受人の○○氏に耕作をお願いしているとのことであり、今回は更新するものとなります。借受人の○○氏は、貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

5番から7番の案件は、借受人が同じ○○氏のため、まとめて説明させていただきます。

更新申請となります。貸付人の○○氏は20年ほど前から借受人の○○氏に耕作をお願いしているとのことであり、今回は更新するものとなります。貸付人の○○氏と○○氏は相続で農地を取得したため、借受人の○○氏に耕作をお願いしているとのことであり、今回はこれを更新するものとなります。借受人の○○氏は貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

8番の案件は更新申請となります。貸付人の○○氏は会社勤めであり、また、この土地が借受人の○○氏の自宅に近いことから、借受人の○○氏に耕作をお願いしているとのことであり、今回は更新するものとなります。今回の更新については借受人の○○氏から更新させてほしいと話があったとのことです。

次に、4番の幸手地区の案件について説明いたします。

4番の案件は新規申請となります。この土地について相続がまとまらず、管理に困っ

ていたときに借受人の〇〇氏の父が耕作を引き受けたのをきっかけに、その後、貸付人の〇〇氏が相対で借受人の〇〇氏に耕作をお願いしていたとのことであり、今回正式に申請することにしたとのことです。

次に、9番から10番、12番の権現堂地区の案件について説明いたします。

9番の案件は、更新申請となります。貸付人の〇〇氏は申請地に雑草が生えて周りに迷惑がかからないよう、三、四年前から借受人の高田氏に耕作をお願いしているとのことであり、今回は更新するものとなります。借受人の〇〇氏は貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

10番の案件は新規申請となります。貸付人の〇〇氏は農機具が壊れ、年齢的にも耕作していくことが難しく、息子も農業はやらないとのことから、借受人の〇〇氏にお願いしたとのことです。借受人の〇〇氏は貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

12番の案件は更新申請となります。貸付人の〇〇氏は二、三年前から借受人の〇〇氏に耕作をお願いしているとのことであり、今回は更新するものとなります。借受人の〇〇氏は貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

次に、11番、13番の八代地区の案件について説明いたします。

11番の案件は更新申請となります。貸付人の〇〇氏は昔から借受人の(有)〇〇に耕作をお願いしているとのことであり、今回は更新するものとなります。借受人の(有)〇〇は貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

13番の案件は新規案件となります。こちらは借受けを埼玉県農林公社にお願いしたところ、話がまとまったとのことです。

以上です。

◆会長代理

今、事務局より農用地利用集積計画について説明をいただきましたが、ご質問はありますか。

◆委員

4番の関係ですけれども、〇〇さんは現在農業はやっていないのですか。

◆事務局

自宅周辺の天神島付近は耕作しているそうです。以前に3条で農地を取得しています。

◆委員

経営拡大で取得して、ここは貸付けるというのは、どうなのかなと思ひまして。

◆事務局

以前に3条で取得したところは、〇〇さんの農地の隣になります。また、今回の貸付地は昔から相対で貸していたということですので。

◆会長代理

ほかにございますか。

◆委員

ちょっと一般的な質問なのですが、今回は更新が多いのですけれども、更新する場合の賃借料は改定されているのですか。それとも現状維持で、そのまま更新ですか。

◆事務局

申請が農業振興課なので、直接は聞いていませんが、お互い協議でこの金額に決めたので、多分金額は変わってないと思います。

◆委員

はい、わかりました。

◆会長代理

ほかにございますか。

◆委員

今回の案件は、賃貸借、使用貸借、それから、農業公社に貸付と色々ありました。これはもっとデータベース化して、農業委員会として把握できるようなシステムがあったほうがいいと思います。実際問題として使用貸借でも水利費はどうなっているとか、考えるべき時期にきているのではないかと。会長の挨拶の中で農協との新しい管理委託の話がありましたが、それと連動してよい方法でやらないと、将来大変になりますよね。

◆局長

全国的にも全国データベースを一つにするような、国のほうの動きもございます。将来的に、大きく集積集約するためにも現状の把握が大事だということも、私のほうでも認識しています。一目で見分けるようなシステムは作っていくべきと思います。また、国のほうの動きも併せて、状況を見ながらシステムの導入等を考えていきたいと思っています。いたるところですので、前向きに検討したいと思います。

◆委員

将来の流れをつくる、そういう時期に来ているのではないですか。

◆局長

そのとおりです。

◆委員

お願いいたします。

◆局長

ありがとうございます。

◆会長代理

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、農用地利用集積計画について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第4号をご覧ください。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権設定を受ける者 神扇 (有) 〇〇、土地の所在 戸島一丁目〇〇外2筆、地目 田、面積 3,333㎡、権利の種類 賃貸借権設定、契約期間 10年、作物 水稻、備考 10a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額。

◆会長代理

こちらの農用地利用配分計画案について、質問等はございますか。

◆委員

中間管理機構の流れを確認したいのですが、よろしいですか。

◆事務局

まず、〇〇さんから埼玉県農林公社に貸す、これが集積計画です。中間管理機構の埼玉県農林公社が(有) 〇〇に貸す、これが配分計画になります。集めて配分するというのが一連の流れですけれども、議案としては別々になります。最終的には、〇〇さんの土地を(有) 〇〇が借りるのは変わらないのですが、間に中間管理機構の埼玉県農林公社が入っているということです。

◆委員

中間管理機構というのは、借り手を探してくれるシステムですよ。

◆事務局

はい。ただ実際は借り手ありきで、今回は〇〇さんが、(有) 〇〇に貸すのですが、中間管理機構を通して貸すという形になります。

◆委員

そうすると埼玉県農林公社が、まず借り受けるという形ですね。

◆事務局

はい、そうです。

◆委員

分かりました。

◆委員

手続で、手数料とかあるのですか。

◆事務局

手数料はありません。手続は農業振興課のほうで進めますから、手数料は発生しません。

◆委員

保険なのか分かりませんが、これは貸す人と借り手が最初から決まっています、その案件だけ埼玉県農林公社が受けるということですよ、貸したい人の農地をとりあえず、まとめて埼玉県農林公社が借りてくれれば良いと思います。貸す方に見てみたら、そのほうが便利だと思いますが。

◆事務局

本来、埼玉県農林公社に貸したいということで貸し出して、借り手を見つけるということですが、埼玉県農林公社は相手がいないと受付けないというようなスタンスがあるみたいです。

◆委員

問題点として、利便のいいところ、道路に面していて広い農地、こういうところは借り手がいると思いますが、家の周りとか、非常に不便なところ、面積の小さいところ、こういうところだけ結局そのまま残ってしまいますよね。農地を持っている人は広い田んぼも、小さい田んぼも色々持っているわけですよ。だから便利なところだけ借りられて、小さな農地だけ残されて、将来農家がそこを管理耕作出来なくなることになるのではないかと心配です。

◆事務局

埼玉県農林公社のほうでは、ここは借りますとか、ここは借りませんなど選定しているみたいです。やはり小さいところや陸田など、借り手の見込みが無い農地は借受けないという通知がきます。大きいところしか借受けないみたいです。

◆委員

だから、本来の国が考えていた中間管理機構の理想とは違うかなと思います。

◆会長代理

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、農用地利用配分計画案に対する意見について、意見なしでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第4号について終了いたします。

議長を会長に戻し、進行をお願いしたいと思います。（会長復席）

◆会長

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局お願いします。

◆事務局

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用4条の届出2件で、内容について資料のとおりです。

◆会長

続いて、報告第2号、事務局お願いします。

◆事務局

報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用5条の届出4件で、内容について資料のとおりです。

◆会長

ありがとうございました。

議事の全てが終了しましたので局長にお返しいたします。

◆局長

それでは、事務局から事務連絡となります。

◆事務局

事務局、事務連絡を行う。

◆局長

最後に、閉会にあたりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後4時00分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年2月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 江 森 正 之

署名委員 奥 貫 進